

別表 2

保育料の一部貸付・就職準備金貸付・こどもの預かり支援事業
利用料金の一部貸付 免除対象施設一覧

施設・事業所別	設置根拠法
保育所	児童福祉法第7条
幼保連携型認定こども園	児童福祉法第7条
幼稚園のうち、教育時間の就労後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条
幼稚園のうち、「認定こども園」への移行を予定している施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項
家庭的保育事業（市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの）	児童福祉法第6条の3第9項
小規模保育事業（市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの）	児童福祉法第6条の3第10項
居宅訪問型保育事業（市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの）	児童福祉法第6条の3第11項
事業所内保育事業（市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの）	児童福祉法第6条の3第12項
病児保育事業（県知事等に届出を行ったもの）	児童福祉法第6条の3第13項
一時預かり事業（県知事等に届出を行ったもの）	児童福祉法第6条の3第7項
離島その他の地域において特別保育を実施する施設	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号
企業主導型保育事業	子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち「企業主導型保育事業等の実施について」（令和5年6月27日こ成保第70号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1